



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	青果物の産地間競争と規格・検査：岩手県・福島県の夏秋きゅうりを対象にして
Author(s)	飯澤, 理一郎; IIZAWA, Riichiro; 京野, 禎一 他
Citation	北海道大学農経論叢, 41, 199-227
Issue Date	1985-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10996
Type	departmental bulletin paper
File Information	41_p199-227.pdf



青果物の産地間競争と規格・検査

—岩手県・福島県の夏秋きゅうりを対象にして—

飯 澤 理一郎・京 野 禎 一

目 次

はじめに	199
第1節 きゅうりの広域流通の進展と産地間競争	201
1. 野菜生産出荷安定法と広域・大量流通の進展	201
2. 産地間競争の激化と規格・格付け	202
第2節 産地形成・展開と規格・格付け基準の変化	207
1. 福島県岩瀬村農協の事例	207
2. 岩手県志和農協の事例	212
3. 岩手県磐石農協の事例	214
4. 小 括	215
第3節 きゅうりの規格・格付けの現状と価格形成	216
1. 規格・格付けの現状	216
2. 産地間価格差と規格・格付け	218
3. 等階級間価格差と規格・選別労働の性格	222
おわりに	225

はじめに

農産物は生産の零細性や自然的諸条件の相違による品質や形状の多様性に規定され、その商品化に当って何らかの標準化＝規格化が要請されざるをえない。特に、今日のように、大量流通を前提とした流通機構が確立している下にあってはなおさらである。

我国の農産物の規格設定は、戦前来、貯蔵性に富み、かつ全国流通していた穀物（米・麦）や加工原料農産物（蕪など）などを中心として進展してきた。もちろん、ここで取り上げるきゅうりなど腐敗性が強く、地域的流通を中心としていた農産物で全く規格設定の動きがみられなかったわけではないが¹⁾、それらの本格的な展開は戦後、なかんづく高度経済成長期以降のことに属する。

きゅうりの規格設定は、戦後、主要産地を中心に、出荷団体や都道府県の手によって、徐々に進められてきた。そして、こうした展開を背景として、昭和47年6月8日の農林省蚕糸園芸局長通達をもって、農林省標準規格＝全国的標準規格が設定された。昭和46年のたまねぎ、レタスに次いで、野菜類としては3番目（同日、キャベツも設定）の標準規格の設定である²⁾。この標準規格は、「従来各地で設定されていた野菜の規格を取引の円滑化、流通の合理化の観点から全国的な標準化を図ること」、及び「従来の各都道府県の規格が複雑かつ細分化されている実情にかんがみ、取引の実態に即しながらも極力簡素化を図る」³⁾こと、と述べられているように、規格の全国的標準化と簡素化を図り、流通の「合理化」を押し進める目的をもって設定されたものであった。そして、ちょうど標準規格の設定が開始された昭和46年、それまでの中央卸売市場法に代えて卸売市場法が制定され、卸売市場における相対取引等、せり・入札以外の取引形態が部分的にはあれ認可されたという事実と関連させて考えると、この標準規格が、そのための重要な手段として機能していくことを期待されていたと見ることも、あながち根拠のないこととは言えまい⁴⁾。

さて、農林省の標準規格設定以降、現実の動きはどうだったのであろうか。結論を一言で言えば、標準規格の設定の目的に反して、各産地における規格設定はとめどもない細分化、複雑化、基準の上昇の方向を辿ってきている。「減反」政策の展開による野菜転作の増大や長期不況下における野菜消費の伸び悩みの中で、産地間競争はこれまでになく激化し、それに打勝つ有力な手段として各産地は、規格の細分化、複雑化、基準の上昇に基づく「商品差

- 1) さし当り石川武彦『青果配給の研究』（西ヶ原刊行会、昭和14年1月）を参照。
- 2) その後、トマト・なす・ピーマン（昭和48年）、だいこん・にんじん（49年）、はくさい・ねぎ（50年）、さといも・ほうれんそう（51年）、などの標準規格が設定され、標準規格設定品目は現在19品目に及んでいる。
- 3) 『野菜標準規格のてびき—指定野菜総集編』（野菜供給安定基金、昭和55年3月）1P。
- 4) 卸売市場法第34条によれば、「一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で、農林水産省令で定める」（傍点は筆者）ものは、せり・入札以外の取引形態のとれることを規定している。そして、省令の定めるものとして、かんしょ・馬鈴薯・にんじん・ごぼう・さといも・やまのいも・たまねぎ・まめもやしの野菜8品目があげられている（昭和58年9月現在）。

別化」政策を強力に押し進めてきている。そして、こうした中であって、農林省標準規格はたかだかその最低線を示すものとしてしか機能していないのが現状である。

こうした状況をふまえ、以下、本稿ではまず第一に産地間競争の展開を野菜生産出荷安定法との関連でおさえ、第二にその下における規格設定の現状とその変容について把握する。そして第三に、設定された諸規格と卸売市場における価格形成との関連を検討し、最後に若干、規格設定基準の厳格化、細分化が農家経済、農家手取り額に及ぼす影響について触れることとしたい。

考察の中心的対象を7～9月の夏秋きゅうりの最盛期に、東京都中央卸売市場において1～2位の圧倒的地位を占める福島県、岩手県の各1～2の農協に置き、課題に迫ることにしよう。⁵⁾

第1節 きゅうりの広域流通の進展と産地間競争

1. 野菜生産出荷安定法と広域・大量流通の進展

昭和41年7月、野菜生産出荷安定法が制定、公布された。同法は、農業基本法の「選択的拡大」路線の延長線上に、折からの都市圏、特に三大都市圏での著しい野菜不足と激しい価格変動を背景とし、大都市圏への野菜の安定供給と価格の安定化を目的として制定されたものである。同法第1条は云う。「この法律は、主要な野菜につき一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、一定の消費地域におけるその価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付、当該消費地域におけるその安定的な供給を図るためのその売渡し等の業務を行う野菜供給安定基金の制度を確立することにより、その主要な野菜についての当該生産地域における生産及び当該消費地域に対する出荷の安定を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的

5) 青果物の規格・検査等に関する研究が極めて少ないことを付け加えておきたい。最近発表された主な文献をあげておくと、以下のとおり。生田靖「青果物の規格等級と包装(Ⅰ)」(『関西大学商学論集』第20巻2号、昭和50年6月)、同「青果物の規格と包装(Ⅱ)」(同第21巻2号、昭和51年6月)、久保利文「市場成果拡大からみた荷姿のあり方」(全国農協中央会編『協同組合奨励研究報告第2輯』、御茶の水書房、昭52年3月)、同「青果物規格の標準化に関する一考察」(『農業経済研究』第52巻第1号、昭55年6月)。

とする」と。

野菜生産出荷安定法はみられるように、消費者価格対策を基本に据え、特定野菜を特定産地（指定産地）——特定消費地（指定消費地）のルートで結ぼうとしたものであった。そして、その一方の要を成す指定産地の要件として、第一に1指定産地の作付面積が夏秋きゅうりの場合15ha以上あること、第二に出荷量の2分の1以上が指定消費地に出荷されていること、そして第三に出荷量の3分の2以上が共同出荷組織によって出荷されていることがあげられている（野菜生産出荷安定法施行規則第1～3条）。このように大量共同出荷、大量流通が目ざされていることは明らかであり、そしてこうした大量流通に伴なって発生するであろう荷過剰による価格暴落に対して、生産者補給金を交付して対処するとしているのである⁶⁾。また、同法第8条に基づいて、指定野菜産地を管轄する都道府県知事が樹立する「生産出荷近代化計画」の中で、当該野菜の作付面積、出荷量の計画とともに、「集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項」（傍点は筆者）を定めるべく規定されており、少なくとも指定産地単位での規格の統一の方向が盛り込まれている点、論題と関わって注目しておく必要がある。

表1は、法制定以降の指定産地——指定消費地制度の拡大過程をみたものである。指定野菜は昭和41年の6から14へ、指定消費地は4地区11都市から31地区129都市へ、また、指定産地は310地区から1072地区へと増大してきている。そして今日、全卸売市場取扱量のうち指定品目数量は80%を越し、指定産地——指定消費地を結ぶ大量流通が大勢を占めてきているのである⁷⁾。それとともに、三大都市圏を典型とする都市圏において、農地壊廃の大量的進行、第2種兼業農家の圧倒的多数化など、農業生産構造の脆弱化が進み、その結果、野菜産地は、北海道、東北、九州、四国などの遠隔地へと移動し、遠隔＝広域流通が進展してきたことも見落せない。

2. 産地間競争の激化と規格・格付け

こうした野菜流通の大量化、広域化は必然的に、市場獲得をめぐる諸産地

6) 詳しくは、山口照雄『野菜の流通と値段のしくみ』（農文協、昭和49年）参照。

7) 山口照雄「青果物需給と流通の実態」（首都圏流通問題研究会編『農産物流通の現代の課題』、農林統計協会、昭和54年）参照。

表1 「指定野菜品目」「指定消費地域」「指定産地」の拡大経過

	昭41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	
指定品目	指定	6	2	1	1	1	2		1							
	品目	キャベツ きゅうり だいこん たまねぎ トマト はくさい	にんじん ねぎ	なす	レタス	ピーマン	さといも ほうれん そう			ばれいし よ						
	指定累計	6	8	9	10	11	13	13	13	14	14	14	14	14	14	
指定消費地域		4 (11)			1 (2)		2 (4)	2 (28)	2 (7)	2 (6)	0 (8)	7 (12)	5 (22)	4 (19)	2 (6)	0 (4)
	新規指定消費地域	京浜(3) 中京(1) 京阪神(5) 北九州(2)			札幌(2)		仙台・盛岡(2) 広島(2)	金沢・富山・福井(3)	新潟(3) 鹿児島(1)	高松・徳島(3) 長崎(2)		秋田(1) 山形(1) 福島(2) 宇都宮(1) 静岡(2) 松山(1) 高知(1)	函館(1) 青森(1) 水戸(2) 甲府(1) 大分(2)	釧路(2) 前橋(3) 長野(3) 宮崎(1)	八戸(1) 鳥取(1)	
	既地の存増指定都市消費数						京浜(0) 中京(3) 京阪神(0)	京阪神(1) 北九州(2)	京浜(1)	札幌(2) 仙台・盛岡(2) 広島(1) 金沢・富山・福井(1) 高松・徳島(2)	京浜(1) 京阪神(2)	京浜(5) 中京(1) 北九州(2) 札幌(2) 広島(3)	京浜(4) 中京(5) 静岡(1)	京阪神(3) 北九州(1)	仙台・盛岡(1) 長野(1) 福島(1)	
	累計	4 (11)			5 (13)		7 (17)	9 (45)	11 (52)	13 (58)	13 (66)	20 (78)	25 (100)	29 (119)	31 (125)	31 (129)
指定産地	指定	310	100	58	57	80	49	77	47	50	44	55	74	92	36	29
	解消				14			22	4	5	5	3	6	12	5	10
	指定累計	310	410	468	511	591	640	695	738	783	822	874	942	1,022	1,053	1,072

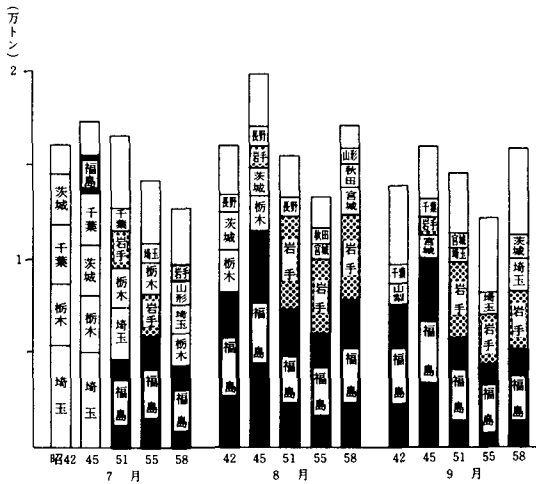
資料：宮村光重・吉田忠編『食糧の経済』（ナカニシヤ出版，昭和51年1月）321Pより引用。

原資料は農水省食品流通局調べ。

注：指定消費地域の（ ）は都市数を示す。

間の競争関係を一段とエスカレートさせざるをえない。

図1は、7～9月期における夏秋きゅうりの都道府県別出荷量を東京都中央卸売市場についてみたものである。まず7月期からみていくと、昭和40年代前半、埼玉、栃木、千葉、茨城の近郊諸県で90%を越し、圧倒的であった。後半に入ると、福島県が急速に伸び、それに押されて近郊諸県は徐々に後退していく。そして、50年代に入ると、岩手、山形などの東北諸県の伸びが著しくなってくる。8月、9月期についても同様の傾向がみられ、40年代初頭、



資料：東京都編【東京都中央卸売市場年報】，東京青果物情報センター編【東京都中央卸売市場青果物流通年報】より作成。

図1 東京都中央卸売市場の入荷状況

既に福島県がトップに立っていたものの、茨城、千葉、栃木などの近郊諸県も主要出荷県の中に顔を出していた。しかし、以降、岩手、秋田、山形などの東北諸県の顕著な台頭の中で、近郊諸県は従的な出荷県へと後退してきている。と同時に、50年代に入ってから福島県の停滞傾向と岩手（もともと55年以降の9月期については、冷害の影響で51年水準を回復していないが）をはじめとした東北諸県の伸長が目される⁸⁾。図示は省略したが、11月期

8) 昭和50年代に入って、宮城、秋田がほぼ恒常的にベスト10の中に顔を出し、55年以降、これに山形が加わっている。

についても若干補足しておく、40年代の主要出荷県は近郊諸県と高知県であった。いまだこうした出荷県構成の基本は変わらないとは言え、最近、宮崎、佐賀、鹿児島、福岡などの九州諸県の進出が目覚しく、大きくシェアを高めてきている⁹⁾。

このように、この間、大型産地の育成が法的にも推進される中で、東京都中央卸売市場をめぐる諸産地間の市場獲得競争は一段と激しさを増し、一定の産地交代が進展してきているのである。これは、限られた市場での観察であり、また産地も県一本でとらえたものにしかならないが、産地間競争と産地交代は広範な市場で、また同一県内の諸産地の間でも激しく展開されているだろうこと疑いのないところであろう。

激化する産地間競争に打ち勝ち、市場を獲得するための一つの重要な手段として各産地でとられてきたのが、規格・格付けの細分化、その区分基準の厳格化であり、それをベースとした「商品差別化」＝銘柄確立戦略であった。表2を参照されたい。農水省の標準規格と福島・岩手両県の県規格を示したものであるが、特に、A、B級のきゅうりの曲がりの程度に注目していただきたい。農水省規格ではA級品—2 cm以内、B級品—4 cm以内と定められているのに対し、両県ともA級品—1.5 cm以内、B級品—3 cm以内と一段と厳しい内容となっている。表示は省略したが、二、三の県の規格区分基準を曲がりの程度について示すと、以下のようである。

青森県	A級品——1 cm以内	B級品——2 cm以内
高知県	A級品——1 cm前後	B級品——2 cm前後
	C級品——3 cm前後	
福岡県	A級品——1 cm以内	B級品——2 cm以内

このように、農水省標準規格に準じて規格、特にきゅうりの場合、その中心を成す曲がりの程度を定めている所は全く見当らず、おしなべて、農水省基準を上回る基準を設定しているのである。その意味で、農水省標準規格はあくまでも最低ラインを示すにとどまっており、全国的な規格統一化へ向けての基準としては何ら機能していないと言わざるをえない。そして、ここで

9) 昭和58年度の出荷量、順位、シェアを示しておく、宮崎465トン、5位、6.6%、佐賀69トン、9位、1%、鹿児島65トン、10位、1%、となっている。

表2 標準規格の比較

		福 島 県	岩 手 県	農 水 省	
品 質 区 分 (等 級)	A	品質、形状、色沢良好な腹白のないもの	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品種固有の品質形状色沢を有するもの 2. 先太り、尻太りが軽微なもの(中央部径の120%以内) 3. 先細りは中央部の直径の80%程度のもの 4. 曲り程度は1.5cm以内とする 5. 日焼け、衝撃・摩擦傷のないもの 6. 病虫害等による斑点のないもの 7. 着色不良果、フケ果は除く 	<ul style="list-style-type: none"> ○適度に生育していること ○色沢良好で、品種の特性を有していること ○形がよく、曲がりの程度が2cm以内であること ○清浄であること ○重欠点果、軽欠点果の混入しないもの 	
	B	Aに次ぐもの(曲りの程度1.5～3cmのもの及び腹白の少しあるもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1. Aに次ぐもの 2. 先太り、尻太りが果実中央部径の150%以内のもの 3. 先細りは中央部の直径の50%程度以内とする 4. 曲りの程度は3cm以内とする 5. 日焼け、衝撃・摩擦傷が軽微なもの 6. Aに同じ 7. 着色不良の軽微なものとしフケ果は除く 	<ul style="list-style-type: none"> ○適度に生育していること ○色沢良好で、品種の特性を有していること ○形がよく、曲がりの程度が4cm以内であること ○清浄であること ○重欠点果を含まず、軽欠点果の混入のおおむねないもの 	
階 級 区 分	L	1本の重量 1本の長さ 箱当り本数	120g～145g未満 — 72～87本	120g～150g 22cm～24cm 80本中心	120g～150g未満 21cm～23cm未満 —
	M	1本の重量 1本の長さ 箱当り本数	105g～120g未満 — 88～100本	90g～120g 20cm～22cm 108本中心	90g～120g未満 19cm～21cm未満 —
	S	1本の重量 1本の長さ 箱当り本数	95g～105g未満 — 101～100本	80g～90g 18cm～20cm 120本中心	70g～90g未満 16cm～19cm未満 —
調整上の注意点		過熟、傷み、変形果を除く	同一品種で品質形状を揃える いぼ落ちに注意する		

資料：「野菜標準規格のてびき」(野菜供給安定基金刊)、福島県「福島県青果物標準出荷規格」、岩手県他「岩手県青果物等出荷規格指導必携」より作成。

注) 1 農水省欄の1本重量は露地もの、1本の長さは短形種のものである。

2 箱当り本数でいう一箱は10kg詰のものである。

特に注目されるのは、新興産地、青森県での規格区分基準の厳しさであり、農水省規格は言うに及ばず、福島・岩手両県の規格区分基準を大きく上回っていることである。この事実には、新興産地が先発・旧産地と競い合いながら市場を獲得していくためには、先発・旧産地以上の規格・格付けの厳格化が要請されていることを如実に物語るものであり、また、それが産地間競争に打ち勝つ強力な武器であったことを示すものと言えよう。そして、こうした新興産地における規格区分基準の厳格化は、激烈な産地間競争の中にあつて、必然的に先発・旧産地に反映され、先発・旧産地での規格区分基準の一層の厳格化をもたらさざるをえまい。続いて、その点を確認するため、福島・岩手両県の各1～2の産地を取り上げ、産地形成・産地間競争と規格・格付け基準との関連について検討していくこととしよう。

第2節 産地形成・展開と規格・格付け基準の変化

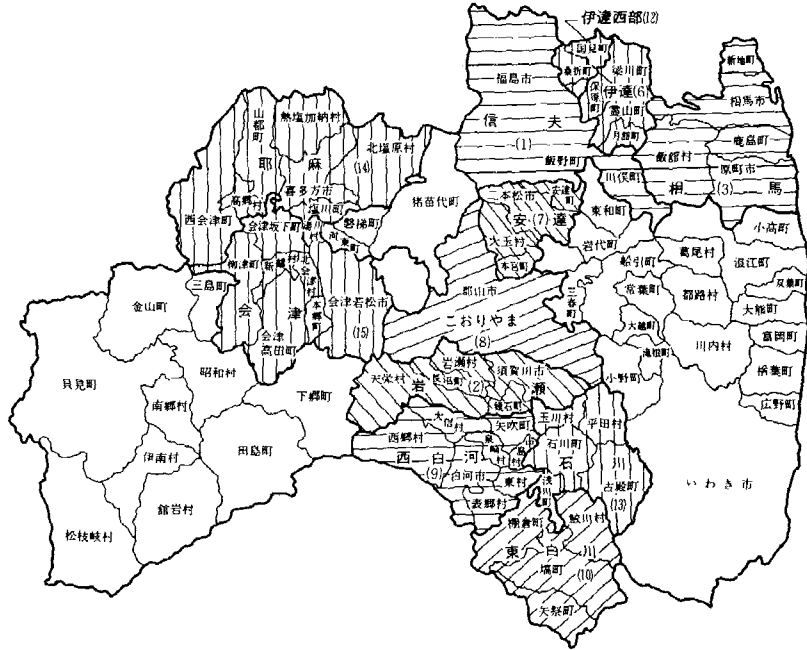
1. 福島県岩瀬村農協の事例

岩瀬村は福島県南に位置し（図2参照）、福島県下における夏秋きゅうり生産の発祥の地の一つに数えられ、今日、京浜諸市場において「岩瀬きゅうり」（もっともこれは、後述するように岩瀬村単独ではなく、1市4町村にまたがる広域的なものであるが）の銘柄も確立している県下屈指のきゅうり産地である。

当村における夏秋きゅうりの商品生産は、昭和30年代中頃より始まる。畑作物による収入の拡大をはかろうとした一部の先進的農家の手によって、それまでに築かれていた果実（中心は桃）の出荷ルートに乗せて、郡山や東京深川市場に出荷されたのが、その嚆矢とされる¹⁰⁾。そして、早くも36年には農協・村によるきゅうり生産奨励策もとられ、以降、作付面積、作付農家数は急速に増大し、翌37年にはきゅうり販売6,000万円の実績をあげるに至っている。

生産農家の急激な増大は当然にも、農家間の生産技術、選果技術等のアンバランスを増幅、顕在化させ、その統一、平準化を重要な課題として提起し

10) 岩瀬地方広域営農団地協議会「岩瀬地方広域営農団地15周年記念」、及び岩瀬村農協「園芸事業15周年記念誌」（昭和56年2月）。

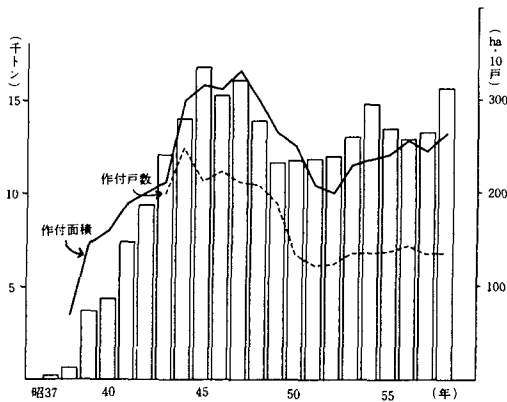


資料：福島県農政部「野菜生産出荷指導計画書」より引用

図2 福島県における夏秋きゅうり指定産地

ていくこととなった。こうした事態に対応して、農協では「きゅうり栽培指針」(38年)、「出荷規格図(写真版)」¹¹⁾(40年)を作成、配布し、技術の向上、平準化を押し進めていった。40年時点で、既にきゅうりの規格統一問題が取りあげられ、写真版に基づいた出荷規格の統一が強力に押し進められていった点は注目に値しよう。こうした村内での動きとともに、この時期、38年には隣の須賀川市仁井田農協との共同輸送が開始され、また、39年には1市4町村(須賀川市、長沼町、鏡石町、天栄村、岩瀬村)、13農協によって、野菜指定産地出荷指導事業による「岩瀬地方野菜指定産地地域協議会」が結成され、きゅうり産地としての団地化の方向の検討や出荷ダンボール規格の統一、更に輸送共同、輸送費の共同計算制の導入などきゅうりの広域生産出荷体制の基礎が築かれていった点も見落せない。

そして、こうした展開を礎に、41年8月18日、野菜生産出荷安定法に基づく産地指定を受け、以降、岩瀬地方でのきゅうり生産は図3にみられるように、41年の7,400トンから43年には1万トンを超し(12,000トン)、そして



資料：岩瀬地方広域営農団地協議会資料より作成

図3 きゅうり生産の推移(岩瀬地方)

11) 聴取り調査によれば、この出荷規格は県規格に準拠したものとのことである。福島県規格の設定は古く、昭和30年代初頭にさかのぼるが、昭和37年、福島県青果物価格補償基金協会(41年、現行の福島県青果物価格補償協会に改称)の設立に伴ない現行のA級一曲がりの程度1.5cm以内、B級一同じく3.0cm以内になっている。

45年には産地指定時の2.2倍強の1.6万トンへと急増していった。もちろん、こうした生産＝出荷量の増大には、一方で既生産農家の面積拡大も寄与するところが大きかったことは言うまでもないが、より基本的には生産農家の急速な増大がその背景にあったことは疑いのないところであろう(残念ながら、42年以前の生産農家戸数に関するデータは得られなかったが、図3の43→44年にかけての生産農家戸数の急増からして、このことは明らかであろう)。こうした急激な生産拡大は、再び農家間の生産技術、選果技術のアンバランス、不統一問題をクローズアップし、その統一、平準化が重要な課題として提起されてくるのである。こうした事態に対応して「協議会」、各農協では出荷規格図に基づく出荷規格厳守指導を強化し、また、43年には各ケース毎に生産農家名を記載した「@きゅうり保証票」を入れ、個々の生産農家の責任所在の明確化を計っていった。

その後、産地間競争は次第に激化の様相をみせ、下級品を中心として販売の困難性が増大していった。こうした事態に対応して「協議会」では45年、出荷調整と規格外きゅうりの処理のための塩蔵加工所を建設するとともに、荷の大量化をはかるため、銘柄を「須賀川きゅうり」に統一しての9農協(須賀川市東部、西袋、仁井田、稲田、大東、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村)共計を実施していった。この広域共計は、農協間の規格、品質格差などの諸問題が表面化してくる中で、わずか2年で終わりを告げたが、しかし共計を契機に成立した共同出荷、共同分荷はその後も続けられ、「協議会」による販売体制が量質両面で一段と強化されていった点は見落せない。

そして、この広域共計の終焉と踵を接して、出荷規格について見直しが進められ、図4に示したような県規格よりも一段と厳しい現行規格を「協議会」は採用することとなる。きゅうりの規格区分の大きなメルクマールとなっている曲がりの程度をみておくと、A級品—1 cm以内、B級品—2 cm以内、C級品—3 cm以内となっている。農林省標準規格ではB級品に入るもの(B級品は4 cm以内)でも、ここでは格外とされているわけである。こうした規格区分基準の厳格化は、共計の失敗から導き出されたと言うよりも、広域共計の開始時点が前掲図1にも示されていたように、産地間競争が一段と激化してくる時期に当たっていたこと、そして、後発産地ほどそれに対し厳しい規格基準で臨んでくるという事情に基本的に促迫されたものと言うことができよ

夏秋キュウリ標準出荷規格表

(岩瀬地方広域営農団協議会)

岩瀬キュウリは、鮮度優秀にして無病なるものでなければならない。

1. 等級

A級	S. M. L.	} 以上の8階級とする。
B級	S. M. L.	
C級	S. L.	

2. 品質区分

A級	鮮度、色沢、形状ともに良好なもので曲がりは1cm以内とする。
B級	鮮度、色沢、形状ともに良好なもので曲がりは2cm以内とする。
C級	鮮度、色沢、形状ともに良好なもので曲がりは3.0cm以内とする。

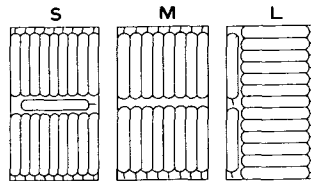
3. 形量区分

(長さの目安)

L	120g～145g	21cm～23cm
M	105g～120g	20cm～21cm
S	95g～105g	19cm～20cm

4. 詰め方

規格ごとの詰め方は、下図の通りとする。箱詰めには当たっては、下級品より詰め、無理な上級品への果実の格上げは絶対しない。箱詰めまで果実には3回以上触らないこと。特に、高値、安値の時ほど個人規格になりやすいので注意すること。



④ 容器の重量は11kg以上とする。

5. 標準規格図

A級 曲がりの程度が1cm以内のもの。

B級 曲がりの程度が2cm以内のもの。

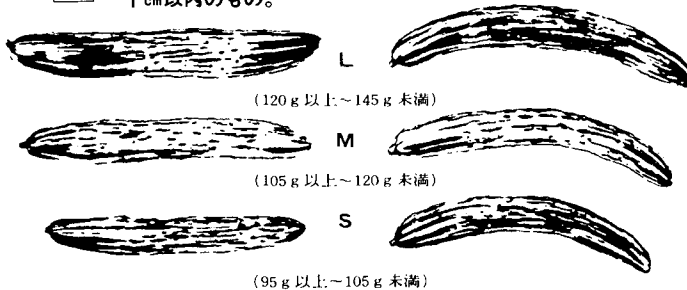


図4 岩瀬地方の出荷規格

う。

50年代に入って、規格区分基準そのものの変更はなされていないが、出荷に当たっての規格適合検査の厳重化が進展してきている。参考までに、岩瀬村農協の出荷検査体制を紹介すると、まず、農家の庭先で選別、箱づめされたのち、各集落毎の選果所に搬入され、ここで選果所責任者の点検を受ける。この検査に合格したものだけが支所大集荷所（支所は旧村単位に1つづつ）へ集められ、ここで再び中央検査員（きゅうり作りのベテランを中心に農協が任命）の点検をうける。そして、この検査の合格品のみが農協集荷所に集

められ、ここで三度目の点検を受けたのち、合格品のみが市場に出荷されているのである¹²⁾。規格適合検査もここまでくれば、極まれの観があるが、いづれにしろ、こうした厳重な点検体制が産地間競争の中で、銘柄を確立した旧産地でも要請されているのである。

2. 岩手県志和農協の事例

岩手県志和地区は県都盛岡の南方、紫波町に存在し(図5参照)、米+野菜・畜産の複合経営の展開の地として、つとに有名なところである¹³⁾。

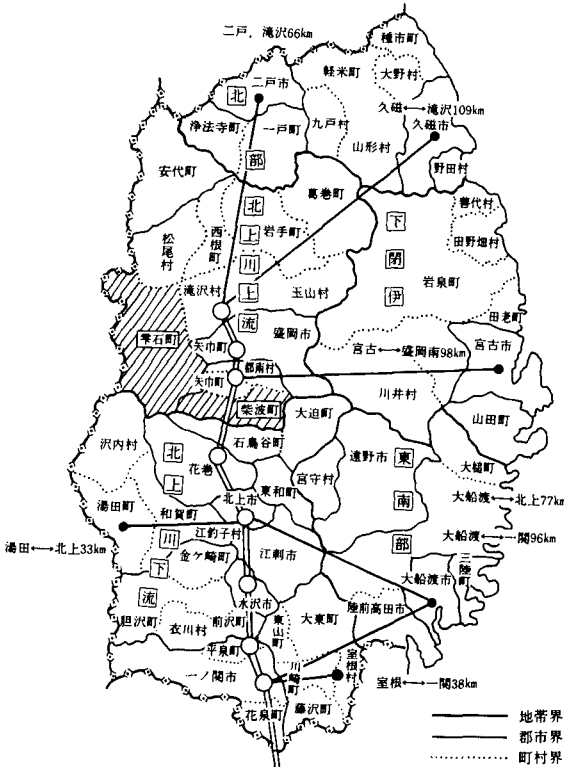


図5 岩手県の調査対象地域の位置

12) 更に、こうした点検体制とともに、出荷市場から年3回以上クレームのついた生産者の分は、ある期間を定めて全て塩蔵所へ回され、精算価格も生食向けより特段に安い加工向け価格によるというペナルティの付加されている点も見落せない。

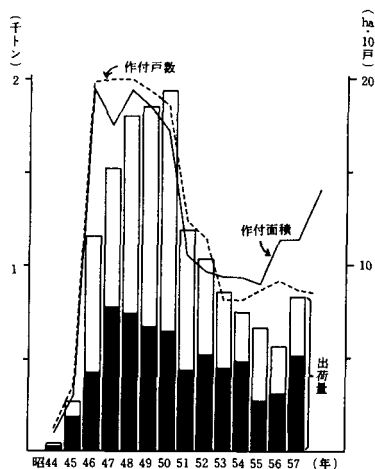
13) さし当り、『農村文化運動』(農文協)82号, 85号, 及び新保満『村が栄える条件—岩手県志和の変貌』(日本放送出版協会, 昭和58年)を参照。

志和地区でのきゅうりの商品生産は、昭和44年3月、農協主催のきゅうり栽培についての話し合いが、参加農家30戸の下に開かれたことに端を発する。この話し合いを契機に、同年、13戸、120aできゅうり生産はスタートした。そして早くも6月、夏秋きゅうり生産部会が設立され、本格的な産地作りへの第一歩を印すこととなる。以降、作付面積、作付農家数は図6に示したように急増し、早くも46年には19.46ha、198戸まで達している。

しかし、50年代に入って、兼業化が急速に拡大していく中で、作付面積、作付戸数は急落に転じ、最近、若干の回復の傾向がみられるとは言え、40年代末葉の水準に遠く及んでいない。

さて、規格設定や出荷体制の問題であるが、まず規格設定では、45年、岩手県青果物規格要領が県の手によって定められ（表2参照）、志和農協でもそれに沿って等階級区分を定めている。この規格は以降も変更されることなく、今日まで続いている。その意味では、産地形成が新しいが故に、青森県などの規格に伍して、より厳しい基準を採用するまでに至っていないことを示しているとも言えよう。

同年、志和農協では農協共販が開始され、販売対応の面からも産地作りの体制が確立してくるとともに、その10月13日、野菜生産出荷安定法に基づく産地指定（盛岡市、滝沢村、矢巾町、都南町とともに岩手中央として）を受け、法的体制も整うこととなる。産地指定を契機として、生産は前述の如く急増していった。しかし、この増大が前年比、作付農家数で5.7倍、作付面積で6.2倍と余りにも急であったため、農家間の生産技術、選果技術の不統一の問題が大きくクローズアップしてくることとなる。1集落年10回は下らないと言われる現地栽培指導会の開催や品種の「北星」への統一をはかり、生産技術の向上、平準化に努めるとともに、選果技術についてはその急速な



資料：志和農協資料より作成。

注：黒くつぶした部分はA級品割合を示している。

図6 きゅうり生産の推移（志和）

統一をはかる必要から、福島県などで一部取り入れられていた機械選果の導入に踏み切った。機械選果方式を導入しなければならない程に急速な規格の統一が、新たに市場参入をしようとする場合、求められていたのである。

ところで、この機械選果方式の導入は確かに一面で上述のような市場側からの規格統一の要請に基づいたものではあったが、他面でそれが兼業農家をはじめとした農業労働力保有の脆弱な農家にも、きゅうり生産の可能性を与えるものであった点は見落せない。志和農協の「きゅうり作業別労働日数調査」によると、収穫・荷作り労働日数は45年で、135.05人(10a当り)と全投下労働日数174.25人の79%を占めていた。この労働投下の軽減が、労働力保有の脆弱な農家にとって大きな問題となっていたのである。同調査によると、機械選果方式の採用により収穫・荷作り労働日数は46年には71人、全投下労働日数の50%強へと大幅に減少し、以降も70~80人前後の水準で推移している。

54年、東北自動車が開通し、志和-京浜市場間の時間的距離は大幅に縮小された。これを契機に、志和農協ではそれまでの夕方収穫、翌日出荷(市場上場は収穫の翌々日)という出荷方式の他に、早朝収穫、当日昼出荷(上場は収穫の翌日)という出荷方式が取り入れられていく。鮮度の良さ等で次第に朝取りきゅうりの市場評価は高まり、漸次朝取りきゅうりの比率は増大していった。この朝取りきゅうりは、機械選果に伴うきゅうりの「イボ」の損傷を防ぐため、当初より手選別(農家による個選)を中心としていたが、58年、ついに朝取りきゅうりが100%になるに及んで、機械選果は中止されるに至っている。機械選果の中止は、もちろん調整、選別労働を増加させずにはおかない。きゅうりの生産農家の急減、専業層への集中が、それを基本的にもとめさせた要因であることは疑いないが、他面で機械選果の中止は、産地間競争が若干の「イボ」の損傷をも許さない水準へと激化してきていることを示すともいえよう(図4の詰め方の項に、「箱詰めまで果実には3回以上触らないこと」とある点、注目していただきたい)。

3. 岩手県雫石農協の事例

雫石町は、県都盛岡の北西に位置し、県下でも有数のきゅうり産地である。

当町でのきゅうり生産は、昭和45年、「減反」を契機に転作きゅうりとして始まるが、しかし、40年代末葉まで産地としての広がりを見せぬまま、裁

培農家20戸余，作付面積1～1.5haの水準に留まり，わずかに盛岡市場を中心として個人出荷される段階に止まっていた。

それが，49年の農協合併（御明神，雫石，西山，御所の4農協により雫石町農協設立）を機に，野菜部会が設立されるとともに，共販も開始され，また，50年6月19日には野菜生産出荷安定法に基づく産地指定（玉山村とともに盛岡北部として）を受け，以降，作付面積，販売数量は図7に示したように急増し，58年には23ha，1276tに達している。49年に比べると，各々15.3倍，14倍への伸長である。

共販開始に伴ない農協の規格区分基準として県規格(表2参照)を正式に採用し，それに基づく選果指導(年4回の選果指導会や現地指導など)を強化し，選果技術の向上，平準化に努めていった。しかし，いまだ選果技術のレベルは低く，農協集荷所での規格チェックでひっかかるものも少なくないと言われている。その早急な克服が求められているのである。最後に，55年から，志和と同様，朝取りコンテナダンボール出荷が行われてきている点を付け加えておこう。

4. 小 括

これまでに検討してきたように，規格，その区分基準は，新興産地が先発・旧産地よりも厳しい，もしくは同等の基準を採用する，それに対抗して先発・旧産地の方でもより一層厳しい基準を設定するという相互規定性の下で，一層厳格化の方向を辿ってきている，と言えよう。そして今日，規格区分の最大のメルクマールとなっているきゅうりの曲がりの程度は，A級品で1cm以内という，言わば極限の状態にまで達ってきているのである。しかも，その絶対性，つまりその基準からの若干の誤差も許されないという絶対性も次第に強まってきているのである。これらが，産地間競争に打ち勝つための有力

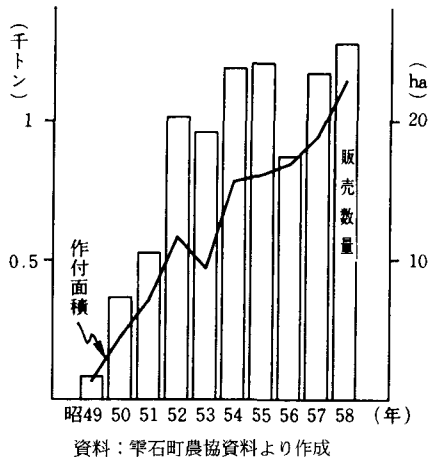


図7 きゅうり生産の推移(雫石町)

な手段として機能し、したがって、そうした対応があったればこそ産地として発展しえた（むしろ、生き残れたと言うべきだが）ということは否定すべくもないが、しかし、それらが労働投下の絶対量のみではなく、緊張度などの面でも農家負担の増大を伴ってきたことは、今更言うまでもないところであろう。

そして、ここでどうしても一言しておかなければならないのは、規格区分基準の性格についてである。L, M, Sなど、重量や長さによる階級区分は、使用価値量の区分基準としてある程度背首しえるものの、今日、産地間競争の有力な手段とされている等級区分（A, B, Cなど）は、A, B等級間で軽欠点果¹⁴⁾の混入で若干の相違がある点を除けば、いずれも曲がりの程度、先細り・先太り・尻太りの程度など、形態上の相違を唯一のメルクマールとしたものとなっている。これらが、使用価値量とも、また投下労働量などとも何ら関連性のないことは明白なことであり、それにもかかわらず、それらが産地間競争の有力な手段として機能しているのである。この点にこそ、現行のきゅうりの規格区分基準のもつ、最大の問題性が表現されていよう。

第3節 きゅうりの規格・格付けの現状と価格形成

続いて、以上検討したような規格・格付けと卸売市場における価格形成とは、いかなる関連性を有しているのであろうか。以下、実態調査によって得られた諸資料に基づいて検討しよう。

1. 規格・格付けの現状

まず、規格・格付け＝等級区分がどのような現状にあるのか、表3によりつつみよう。

農水省標準規格の現行の出荷規格区分は、A, B, C（＝格外）の3等級、L, M, S（ただし、Cはこの区別なし）の3階級の計7区分から成り立っている。この他、特例として、短形種きゅうりにあって、長さが23cm以上25cm

14) 農水省標準規格では、軽欠点果は次のように規定されている。

①異品種果——同一容器中に存する品種の異なるもの。②形状不良果——曲がりの最大値が4cm以上であるもの。かたおち、尻太の程度が軽微なもの。③軽微な傷害果——すり傷など重欠点に属さない傷があるもの。④その他の軽欠点果——欠点程度の軽微なもの。

青果物の産地間競争と規格・検査

表3 出荷規格・荷姿の種類

		A	B	C	その他	
福島県	ダンボール 5kg	L, M, S	L, M, S			12
	ダンボール 10kg	L, M, S	L, M, S			
岩瀬村	ダンボール 10kg	L, M, S 2L, 2S	L, M, S 2L, 2S	C, 2L L, M, S	ガイ, ガイL	17
岩手県	ダンボール 10kg(I)	L, M, S	L, M, S			16
	ダンボール 5kg(I)	L, M, S	L, M, S			
	ダンボール 10kg(II)	A	B	C	BL	
雫石町	ダンボール 10kg	L, M, S A	L, M, S B	C		11
志和	ダンボール 5kg	L, M, S A	L, M, S B		L, M, S, コミ	35
	ダンボール 10kg	L, M, S, A 2L, 2S	L, M, S, B 2L, 2S	C, Cネット	L, M, コミ	
	コンテナ 5kg	L, M, S				
	コンテナ 10kg	L, M, S				

資料：福島県『福島県青果物標準出荷規格』, 岩手県他『岩手県青果物等出荷規格指導必携』, 及び各農協資料より作成。

未満のものを2Lと称してもよいとされている（前掲表2参照）。

これに対し、福島県規格ではA, Bの2等級（出荷規格としてCはなし）、L, M, Sの3階級の6区分から成り、また岩手県規格ではI類（夕取りきゅうり）についてはA, Bの2等級、L, M, Sの3階級の6区分、II類（朝取りきゅうり）についてはA, B, BL（A及びBの混合品）、C（規格外品）の4区分のトータル10区分から成っている。岩手県で朝取りきゅうりを別規格としているため、トータルで10区分とやや多くなっているものの、両県の等階級区分の基本はA, B2等級、L, M, Sの3階級と、ほぼ農水省の規格区分に準じたものとなっている。もっとも、前掲表2にみられるように、等階

級区分基準の大きな相違が両県の間には存在しているが。

次に、調査農協の実際の出荷規格を各農協の出荷伝票からひろってみると、表3に示したように、岩瀬村ではA, B, C, 外の4等級, 2L, L, M, S, 2Sの5階級区分からなり、それらを組み合わせた出荷規格は17にもものぼっている。また、雫石農協ではA, B, Cの3等級, L, M, Sの3階級の計7区分を中心とするが、その他にもⅡ類(朝取り)のA, B, 更にA, B等級で階級こみのものもあり、出荷規格数は11となっている。さらに、志和農協ではA, B, Cの3階級, 2L, L, M, S, 2Sの5階級の11区分を中心としつつも、その他にL, M, コミ(いずれも等級こみのもの)などの区分があり、出荷規格区分は18にも及んでいる。さらに、こうした規格区分に1箱当たり重量などの荷姿の形態区分を加えると、志和農協では35区分にも及び、岩瀬村では17、最も少ない雫石でも11区分にも及んでいるのである。

このように、現実の農協の出荷規格区分は、農水省や県の規格区分数を大きく上回り、その細分化が進展しているのである。

2. 産地間価格差と規格・格付け

表4は、関東・京浜地域における福島県の出荷団体別・卸売市場別平均価格(AS品)の分布を、昭和57年8月時点で示したものである。同月の関東・京浜地域での福島県産きゅうりの平均卸売市場価格は、kg当り252円であった。岩瀬地方の規格区分基準が、福島県のそれを上回っていたことは前述したとおりであるが¹⁵⁾、同地方が高価格を実現していることは明らかであろう。つまり、出荷団体別・卸売市場別価格が300円を上回るケースは全体で16回あるが、そのうち7回は岩瀬地方によって占められ、また280~300円でも19回中8回が、260~280円でも32回中11回が岩瀬地方となっている。平均を大きく下回ると思われる250円以下はわずかに8回にとどまり、岩瀬地方の全登場回数41回のわずか20%弱を占めるにすぎない。圧倒的に県平均価格を上回る卸売価格を実現しているのである。

岩瀬地方に対して、耶麻や会津、伊達及び指定産地以外の諸地域は好対照を成しており、250円を上回るのは耶麻で2回(全回数の28.6%)、会津で

15) 福島県庁や県経済連からの聴き取りによれば、岩瀬地方及び霊山町を除くと、おおむね県規格を採用しているとのことである。

表4 関東・京浜地区52市場における出荷団体別価格分布 (昭57.8. A S, kg当り)

指定産地	300円以上	280~300円未満	260~280円	250~260円	230~250円未満	200~230円未満	200円未満
信 夫(41)	川俣	南福島	松川町	川俣	川俣	飯坂	
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
岩 瀬(41)	岩瀬③, 西袋②, 稲田 仁井田	岩瀬②, 西袋③, 仁井 田, 天栄②	鏡石⑥, 稲田③, 長沼 仁井田	鏡石, 稲田, 仁井田② 天栄, 長沼, 東部 (7)	鏡石, 稲田, 大東③ 長沼, 東部 (7)	東部	
	(7)	(8)	(11)	(7)	(7)	(1)	
相 馬(41)			飯館		カナフサ	鹿島, イシガミ	相馬②, 新地, フクウラ
			(1)		(1)	(2)	(4)
伊 達(42)	霊山		霊山③	霊山, 梁川	霊山③, 梁川②	霊山, 梁川②, 月館② 保原③	霊山, 保原, 梁川②
	(1)		(3)	(2)	(5)	(8)	(4)
安 達(42)	大玉村	二本松	二本松②, 本宮	二本松③	二本松, 本宮	安達	
	(1)	(1)	(3)	(3)	(2)	(1)	
こおりやま(42)			郡山 ミホタ	郡山	郡山, タムラ村		郡山, 郡山北部, ヒワダ町
			(2)	(1)	(2)		(3)
西 白 河(42)	白河②, ナカハタ②	白河③, ナカハタ②	白河③, ナカハタ, 表郷	白河, ナカハタ	矢吹	矢吹	白河
	(4)	(5)	(5)	(2)	(1)	(1)	(1)
東 白 河(42)		矢祭			楯②, 棚倉②	楯	ナカツマツヤマ
		(1)			(4)	(1)	(1)
伊達西部(44)			桑折		国見		国見
			(1)		(1)		(1)
石 川(45)		玉川	玉川		玉川	浅川	玉川, 平田
		(1)	(1)		(1)	(1)	(2)
耶 麻(45)		高郷	喜多方		喜多方	北塩原, 山部, クマク ラ, ケイトウ	
		(1)	(1)		(1)	(4)	
会 津(45)	会津高田②	会津高田	北会津, オイカワ	柳津, ナガノイ	本郷② ミワ	会津バンク, 会津若松 ショウジョウ, 新鶴	北会津, 会津若松
	(2)	(1)	(2)	(2)	(2)	(4)	(2)
そ の 他			岩代	飯野, 南双葉		波江, 田島, 下郷, 船引②	波江, 下郷, 磐梯, 船引
	16	19	32	20	29	(5)	(4)
						(2)	22

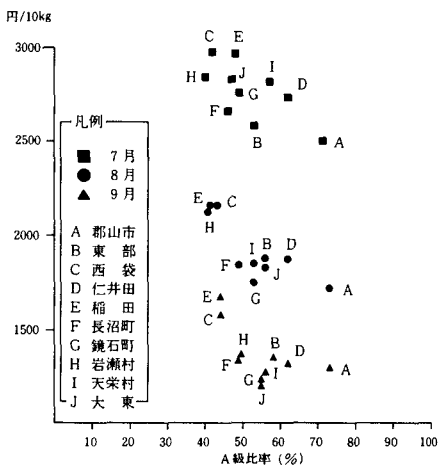
資料：福島県経済連資料より作成。

- 注) 1 指定産地欄 () 内数字は産地指定年 (昭和) を示す。
 2 価格欄○内及び () 内数字は度数である。
 3 昭57.8の福島県平均価格は252円である。

7回(同43.7%),伊達で6回(26.1%)その他で3回(25%)にしかすぎない。300円以上となると、会津で2回,伊達で1回あるのみで,耶麻,その他では皆無となっている。こうした卸売市場価格の開差は,もちろん出荷時期や出荷市場の相違,市場における銘柄確立の強弱,あるいは有無,など様々な要因が重なって発現しているとみなければならぬが,中でも規格区分基準の厳格化,その厳正な実践が開差形成に大きくあずかっていることは疑いのないところであろう。

続いて,以上の点を確認する意味をも込めて,全出荷量中のA級品割合とA級品価格との関連について検討しよう。図8は,その関連を資料の得られた岩瀬地方各農協について示したものである。みられるように,各月とも多少のバラつきはありながらも,ほぼA級品比率が低ければA級品価格は高いという,A級品比率とA級品価格の逆相関が認められる。確かに,ほぼ同じA級品比率でも,例えば7月期の稲田,長沼,鏡石,大東の各農協の例にもみられるように大きな価格差も存在するが,しかし,大勢として上述の逆相関の存在は確認されるところであろう。

それでは,こうした農協間でのA級品比率の大きな格差は,何に基づいて形成されているのであろうか。確かに,生産技術の水準をも含む生産構造の相違,また気候条件の若干の差異なども,その無視しえない要因の一角に数えなければならぬ。しかし,先にみた岩瀬地方における産地形成の共同的歩みからすれば,生産技術・選果技術の平準化は相当に進んでいるとみるのが適当だし,また生産構造や気候条件の上でも,一方でA級品比率60%強,他方で40%余という大きな開差をもたらすほどの相違を見出すことは困難である。しかも,



資料：福島県経済連郡山支所資料より作成。

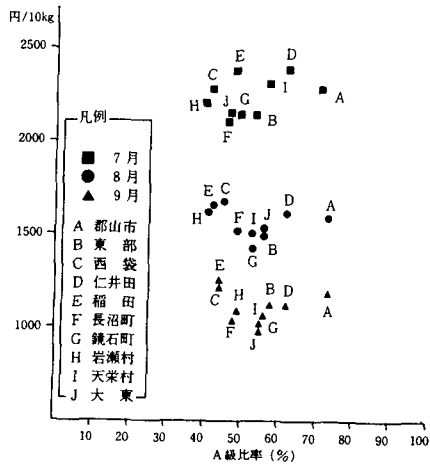
注：岩瀬地方各農協はB東部以下J大東までである。

図8 A級比率とA級価格の相関(昭58)

もし仮りにそれらが、A級品比率の農協間格差をもたらししている主要因だとすれば、A級品比率とA級品価格が逆相関しているという事実を納得的に説明しえなくなろう。したがって、農協間にみられるA級品比率の相違は第1義的にその厳選性に由来し、A級品が厳選されているが故に高価格を実現している、とみるのが適当であろう。

最後に、A級品の厳選化とB、C級品をも含む平均卸売価格との関連について若干、言及しておこう。A級品の厳選化は、一方で上述のようにA級品価格の優位性をもたらすが、他方でその裏面として、B、C級品の大量発生を結果せざるをえない。平均卸売価格を問題とする場合、それらのトータルな価格実現の状況が問題とされなければならない。

図9は、その点を見るため作成したものである。一見してわかるように、A級品比率と平均卸売価格とはほとんど関連性を有していない。例えば、7月をみると、A級品比率で42%、57%と大きな開差の存在する西袋、天栄村農協の平均卸売価格は2,290円(10kg当り)、2,300円とほとんど開いていない。また、8月でも同じことが言え、A級品比率41%、61%の岩瀬村、仁井田農協の価格差はわずかに30円弱、1.5%ぐらいしかない。このように、A、B、C込みの平均卸売価格を一つの指標に取った場合、その価格とA級品比率との相関はみられず、したがって、A級品の厳選化は必ずしも全体としての有利な価格実現に結びついていないのである¹⁶⁾。規格



資料：図8に同じ。

図9 A級比率と平均単価の関連(昭58)

16) ただし、ここで言う価格とは、あくまでも卸売市場において形成された価格のことであり、販売諸掛を控除したのちの農家の実際の手取り価格ではない。販売諸掛は、卸売市場・県経済連・農協などの手数料を除くと、A、B、C等級間ではほぼ同額なので、同じ平均価格を実現している場合、A級品比率の多い方が、若干、有利と言える。

区分の厳格化，それに基づく厳選性が，一体誰のためのものか，もう一度改めて問われなければならない，と言えよう。

3. 等階級間価格差と規格・選別労働の性格

これまでA級品を中心に，産地間の価格差の問題について検討してきたが，続いて同一産地（農協）内における等階級価格差の問題について検討しよう。

表5をご覧ください。調査3農協の昭和58年8月度の等階級別卸売市場向出荷数量，平均卸売価格を示したものである¹⁷⁾。

まず，等階級別出荷数量からみていくと，岩瀬村農協ではC級品が最も多く，次いでAS，BSが多い。これに対し，雫石町ではAMがトップで，次いで朝取りコンテナA，BMの順，志和ではAMが最多で，次いでAL，BMの順となっている。みられるように，岩瀬村では階級別でS規格が中心出荷規格を成すのに対し，雫石・志和ではM規格が中心をなしている。こうした相違は，岩瀬村ではSの1本当り重量95g～105gであり，岩手県2農協では90g～120gであるという階級区分基準の違いに基づくものであり，岩瀬において小振なきゅうりの生産が行われていることを意味するものではない（表2，図4参照）。更に，A級品比率をみると，岩瀬村では，38.7%～43.4%と過半を大きく割り込んでいるのに対し，雫石町・志和では志和の8月上旬の45.7%を除くと，いずれも50%を上回り，55%を超過する場合も多い。これが，等級区分基準の相違に多く由来するものであることは，多言を要しまい。

さて，続いて等階級間の価格差の問題に移ろう。表5から読み取れる第一の特徴は，雫石町の朝取りAを除くと，いずれも中心規格品（岩瀬村のAS，雫石町・志和のAM）が最高値をつけているということである。第二は，岩瀬村ではBSが絶えずALよりも高価格になっているのに対し，岩手県2農協では雫石町の8月下旬のBM，朝取りBを除くと，いずれもA級品の最低価格よりもB級品が安いということである。そして，C級品価格と最高価格との価格差が，岩瀬で小さく岩手県2農協で大きいということである。例えば，各々のC級品価格を100とした場合の最高価格指数は，8月上旬で岩瀬村のAS293，雫石町のA361，志和のAM300，8月中旬で同じく194，341，279，

17) したがって，以下の数値には卸売市場（全農集配センターも含む）以外のルートを通じて取引されたものは含まれていない。加工向C級品，格外品は契約取引形態を取る場合が多いので，それを加えると，A，B級比率は表出の数値より若干低下する。

表5 等階級別出荷数量及び価格(昭和58年8月)

		岩 瀬 村			雫 石 町			志 和		
		上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬
数 量 (C) (S)	A L	2,076 (8.5)	1,140 (8.1)	764 (4.6)	2,162 (9.2)	3,457 (16.3)	1,216 (7.3)	1,348 (11.6)	1,346 (19.0)	599 (8.8)
	A M	2,778 (11.4)	1,614 (11.5)	1,517 (9.2)	6,323 (26.8)	6,706 (31.6)	3,101 (18.5)	3,878 (33.5)	2,890 (40.7)	3,081 (45.1)
	A S	5,055 (20.7)	3,323 (23.7)	3,983 (24.2)	424 (1.8)	487 (2.3)	180 (1.1)	64 (0.6)	110 (1.5)	89 (1.3)
	A 2 L	33 (0.1)	20 (0.1)	95 (0.6)	㊤ 3,605 (15.3)	3,286 (15.5)	4,870 (29.1)	1 (0.0)	—	—
	A 2 S	—	—	12 (0.1)	㊥ 1,663 (7.0)	1,340 (6.3)	1,957 (11.7)	—	—	—
	B L	1,793 (7.3)	869 (6.2)	915 (5.6)	1,150 (4.8)	1,139 (5.4)	683 (4.1)	778 (6.7)	398 (5.6)	402 (5.9)
	B M	2,167 (8.9)	1,380 (9.8)	1,381 (8.4)	3,359 (14.2)	2,295 (10.8)	1,319 (7.9)	1,458 (12.6)	755 (10.6)	1,084 (15.9)
	B S	2,598 (10.6)	1,849 (13.2)	2,109 (12.8)	401 (1.7)	159 (0.7)	93 (0.6)	4 (0.0)	4 (0.0)	7 (0.1)
	C	7,838 (32.1)	3,673 (26.2)	5,491 (33.4)	3,746 (15.9)	1,737 (8.2)	2,700 (16.1)	771 (6.7)	288 (4.1)	1,370 (20.1)
	ガ イ	5 (0.0)	14 (0.1)	49 (0.3)	—	—	—	C. NT 3,153 (27.2)	1,158 (16.3)	197 (2.9)
価 格 (円/ 10 kg)	A L	1,178 (152)	1,418 (118)	1,898 (142)	1,273 (198)	1,385 (164)	2,261 (225)	1,347 (199)	1,457 (159)	2,076 (168)
	A M	1,752 (225)	1,962 (163)	2,400 (180)	1,867 (291)	1,792 (213)	2,833 (282)	2,026 (300)	2,563 (279)	2,712 (219)
	A S	2,280 (293)	2,332 (194)	2,787 (209)	1,428 (222)	1,391 (165)	1,992 (198)	1,540 (228)	2,391 (260)	2,845 (230)
	A 2 L	848 (109)	1,140 (95)	1,928 (145)	㊤ 2,320 (361)	2,871 (341)	3,060 (304)	1,000 (148)	—	—
	A 2 S	—	—	2,200 (165)	㊥ 1,465 (228)	1,785 (212)	2,151 (214)	—	—	—
	B L	805 (104)	1,180 (98)	1,439 (108)	820 (128)	1,163 (138)	1,661 (165)	925 (137)	1,060 (115)	1,563 (126)
	B M	1,152 (148)	1,477 (123)	1,866 (140)	1,107 (172)	1,298 (154)	2,010 (200)	1,185 (175)	1,383 (151)	1,989 (161)
	B S	1,526 (196)	1,757 (146)	2,187 (164)	944 (147)	1,085 (129)	1,572 (156)	700 (104)	1,400 (153)	1,843 (149)
	C	777 (100)	1,201 (100)	1,334 (100)	642 (100)	843 (100)	1,006 (100)	676 (100)	918 (100)	1,236 (100)
	ガ イ	480 (62)	600 (50)	1,139 (85)	—	—	—	C. NT 424 (63)	424 (46)	581 (47)

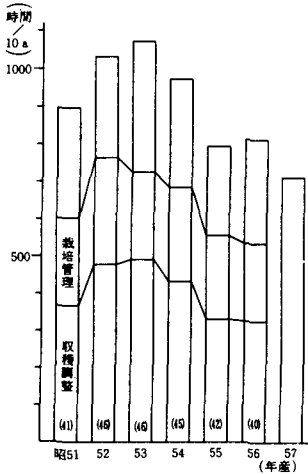
資料：福島県経済連郡山支所資料、雫石町・志和各農協資料より作成。

注：数量欄()内は全出荷量に対する割合、価格欄の()内はC価格を100としたときの指数である。

8月下旬で209, 304, 230となっている。こうした価格差が、最高価格の絶対水準に基づくものではなく、むしろC級品価格の絶対水準に起因するものであることは、明白であろう。岩瀬村のC級品価格に比べて、雫石のそれは135円～358円も安く、また志和のそれは98円～283円も安い。このことは、先発・旧産地岩瀬村ではC級品の相対的高価格に支えられて等階級間価格差は少なく、逆に岩手県2農協では最高価格は岩瀬村に負けずとも、C級品価格の低さ故に大きな等階級間の価格差の存在を余儀なくされていることを示していよう。しかし、いずれにしろ、最高、最低価格間に2～3倍以上という大きな価格差（ガイ、C・NTは除く）の存在することは、等級区分がもつばら曲がりの程度などの形態上の区分によっていることを考えるとき、刮目せざるをえまい。

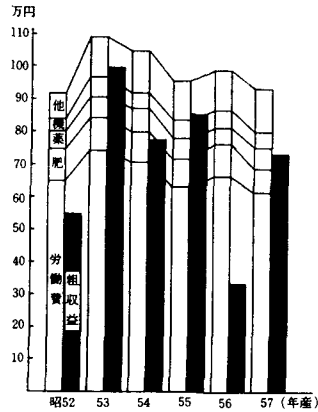
こうした等階級間価格差の存在は、必然的に最高価格品（岩瀬村ではAS、雫石町では朝取りA、志和ではAM）の生産・出荷を目的とした農家段階での栽培管理、収穫調整・選別などの労働を強化せざるをえない。そして、こうして投下された労働が十全に回収されているか否かが、現今の規格のあり方、その性格を左右する要点をなしていよう。以下、若干、この点を岩手県の生産費調査に基づいて検討しよう。

図10, 11は、岩手県統計情報事務所資料より、以上の点を確認するために作成したものである。まず、図10をみると、投下総労働時間中、収穫調整労働はその40%以上を占め、これに栽培管理労働を加えると65～70%に達し、いかにこれらの労働の比重が大きいかかわらう。問題はこれらの労働が回収されているかどうかである。図11をご覧ください。連年、生産費（第2次）を粗収益が下回り、多くの年で費用価格をも下回っていることは、一見して明らかであろう。これは、今日の岩手県のきゅうり生産が、自給費用部分の犠牲の下に成立していることを明白に示すものである。肥料など一部生産資材で自給部分があるとはいえ、その大宗が労働費にあることは図11からして明らかであり、その労働費の少なからぬ部分が回収されずに終わっているのである。そして、投下労働の40%強が収穫調整に向けられていたことを考えるとき、収穫調整、なかんづく選別のために投下された労働の少なからぬ部分が回収されていない、とはいえないだろうか。以上のことからして、今日の規格のあり方が、もつばら卸売市場に介在する商業資本の致富の源泉



資料：岩手統計情報事務所資料より作成。
注：57年産の労働時間区分は不明。

図10 投下労働時間の推移
(露地, 10a当たり)



資料：岩手県統計情報事務所資料より作成。
注：肥は肥料費，薬は農業薬剤費，機は機械費，他はその他を示す。

図11 きゅうりの生産費と粗収益
(露地, 10a当たり)

として作用しているとするこれまでの分析¹⁸⁾は、あながち不当とは言えないのである。

おわりに

上来検討してきたように、この間、産地間競争が一段と激化する中で、それに勝ち抜き産地として生き延びるための手段として、規格区分基準の厳格化の方向が各産地で追求されてきた。そして今日、きゅうりの場合、A級品の曲がりの程度1cm以内という、言わば極限的状况が一般化してきているのである。こうした規格厳格化の追求は、もちろん価格の相対的優位性(ただしA級品のみ)に基づくものであることは、行論で述べたとおりである。

しかし、規格厳格化の追求は、二様の方向で大きな問題を惹起せざるをえない。その一つは、規格厳格化がA級品比率を低下せしめ、結果として、そ

18) 例えば、萩川信弘「集散市場体系下における規格・等級の位置」(東北大学農学研究 所農業経済教室『農業経済研究誌』第5号)を見よ。

れがトータルとしてみた場合の平均販売価格——この価格こそ、農家手取り額の一つのメルクマールとなるが——の優位性を必ずしも打ち出さないといいことである。A級品とB・C級品との間の大きな価格開差の存在は、たとえA級品を厳しい規格で厳選しA級品の相対的高価格を実現したとしても、それを打消す方向で作用し、トータルとしてみた場合の平均価格の優位性を実現するまでにはなっていないのである。そして第二は、A級品の生産、出荷のために費された労働の大部分が回収されていないことである。A級品の生産、出荷には膨大な労働が投下されざるをえないことは、今更言うまでもない。中でも、栽培管理、収穫調整、選別労働はその絶対量の増大のみではなく、その緊張度という面でも高まらざるをえない。にもかかわらず、岩手県の生産費調査にみる限り、それらは十全に回収されるものとはなっていない。

このことは、現行のきゅうりの規格区分のあり方と関わって、その労働、なかんづく調整、選別労働の性格を指す示すもの、と言えよう。現行のきゅうりの規格、なかでも等級区分の最大のメルクマールは、曲がりの程度、先細り、尻太りの程度などにおかれている。その意味で、それは何ら使用価値を規準とした区分ではなく、もっぱら形態的、外観的区分に終始しているのである。こうであればこそ、規格が「商品差別化」の有力な手段として機能したとしても、そのために投下された労働は社会的「空費」¹⁹⁾としての性格を色濃く持ち、回収を必ずしも期待しえなくなるのもあながち無理からぬところと言えよう。

そして、形態的・外観的区分を最大のメルクマールとするという規格区分の性格は、出荷規格（産地→卸売市場での規格）と小売規格の関連性を大きく切断し、規格の二重存在を許す最大の根拠となっているとみられるのである。今回は全く触れえなかったが、出荷規格と小売規格との関連性、あるいは非関連性を実態の中から探り、そこにおける価格形成の問題を検討することは、今後に残された大きな課題と言わなければならない。

19) 流通過程における「空費」問題については、滝沢昭義【農産物物流経済論】（日本経済評論社、昭和58年9月）を参照されたい。

〔付記〕

本稿は北海道農産物協会から農産物検査制度研究会（代表：京野禎一）へ委託された研究（「農産物の規格と検査制度に関する研究」）のうち，筆者の担当した部分を取りまとめたものである。